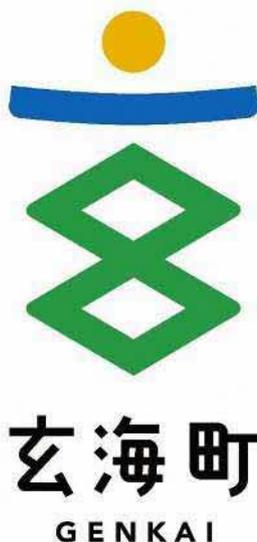


# 玄海町下水道事業経営戦略

(農業集落排水事業)



令和5年3月

玄 海 町

# 玄海町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 佐 賀 県 玄 海 町

事 業 名 : 農 業 集 落 排 水 事 業

策 定 日 : 令 和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 5 年 度 ~ 令 和 14 年 度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	座川内・湯野尾処理区: 平成17年度供用開始(供用開始後18年) 小加倉・有浦下処理区: 平成18年度供用開始(供用開始後17年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 (令和5年4月1日適用予定)
処理区域内人口密度	2,114.29(人/km <sup>2</sup> )	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2地区(座川内・湯野尾処理区、小加倉・有浦下処理区)		
処 理 場 数	2カ所(座川内浄化センター、小加倉浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	取組み実績はありません。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	家庭用使用料(月額)は世帯割と世帯員数割の合算額としています。 ○尿尿と雑排水:世帯割:1,400円/世帯、世帯員数割:600円/人(消費税及び地方消費税別途) ○雑排水のみ :1,100円/世帯、世帯員数割:400円/人( " )				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料は、用途別に算定式により算出した数を使用料算定人数とし、当該人数に定められた使用料金表の額としています。(一般家庭と業務用の併設の場合は、それぞれに算定した使用料を合算)				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	地区公民館、神社・仏閣は1,400円/月としています。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 消 費 税 込 み	令和元年度	3,520 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度	3,510 円
	令和2年度	3,520 円		令和2年度	3,410 円
	令和3年度	3,520 円		令和3年度	3,800 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>○下水道事業特別会計:2人 (特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業兼務)</p> <p>○その他:課長1人・係長1人は一般会計兼務。</p>
事業運営組織	<p>(管理者兼務) 課長 (兼務) 係長 (兼務) ー 職員2名 (特環、農集、浄化槽兼務)</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター及びマンホールポンプの維持管理については、民間委託による管理を行っています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>令和4年度公表の、令和3年度の「経営比較分析表」を添付します。 令和3年度の経営比較分析において、本町では汚水処理原価が2,670.44円/m<sup>3</sup>と、類似団体平均値282.609円/m<sup>3</sup>と比較して高く、経費回収率が7.11%と、類似団体平均56.26%と比較して低いことが課題となっています。そのため、経費削減に勤めるとともに、定期的に使用料の妥当性を検証し、必要に応じて改定に取り組む方針としています。</p>
--

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

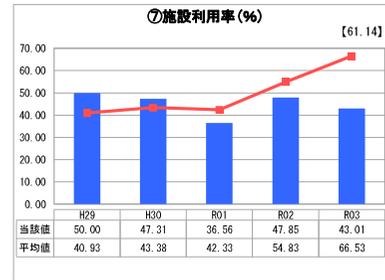
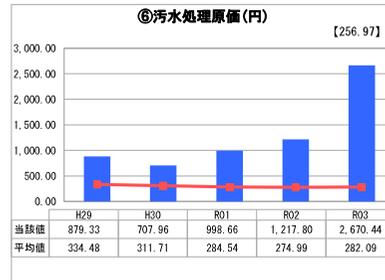
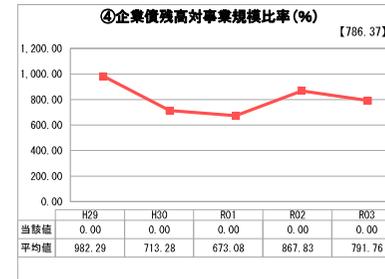
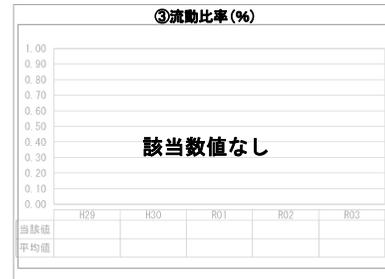
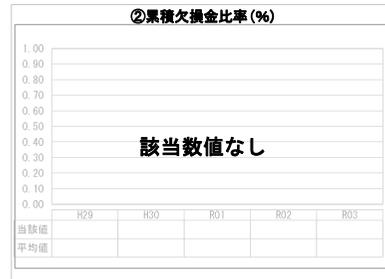
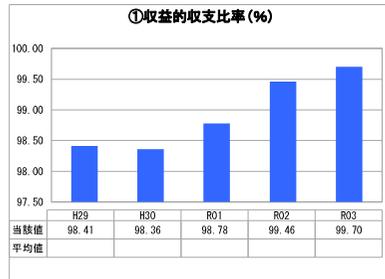
佐賀県 玄海町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり定額料金(円)
-	該当数値なし	8.49	100.00	3,520

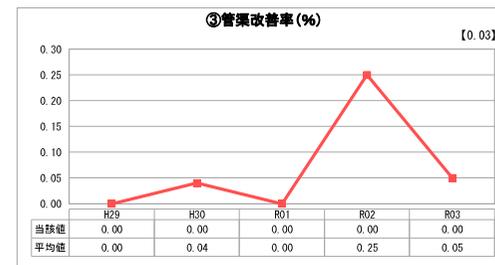
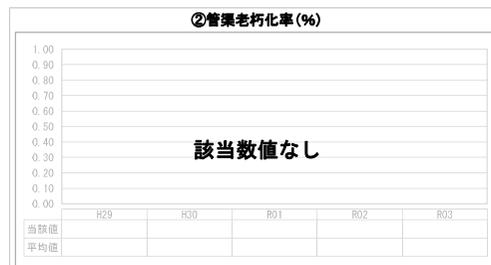
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,292	35.92	147.33
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
444	0.21	2,114.29

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経費回収率が、平均値56.26%に対し、7.11%と大きく下回っており、使用料のみでは経営が全く成り立っていない状況となっている。下回っている要因としては、汚水処理費の増（機器更新のための増、維持管理に係る委託料の増）が考えられる。汚水処理原価は、平均値282.09円に対し、2,670.44円と平均値を大きく上回っており、有収水量に対し、維持費が過大に発生している現状である。要因としては、経費回収率同様、汚水処理費の増（機器更新のための増、維持管理に係る委託料の増）が考えられる。また、人口減に伴い汚水処理量が減っていることが考えられるため、施設利用率が下がっている。

このため、例年一般会計繰入金に依存せざるを得ない状況であり、今後も続くと思われる。経営の健全性・効率性を図るべきだが、使用料の増額は住民負担を強いるため、滞納者の増も懸念される。現状としては、引き続き維持費を低減させるべく、計画的な修繕を行っている。

### 2. 老朽化の状況について

座川内浄化センターの併用開始が平成17年度、小加倉浄化センターの併用開始が平成18年度となっており、約18年経過している。このため、計画に基づき修繕は実施しているが、間に合わず、施設のシステムエラーなど多く発生している状況である。今後も計画的に修繕を実施し、大規模な修繕を未然に防止することで、少しでも費用負担を減らすよう努めていく。

## 全体総括

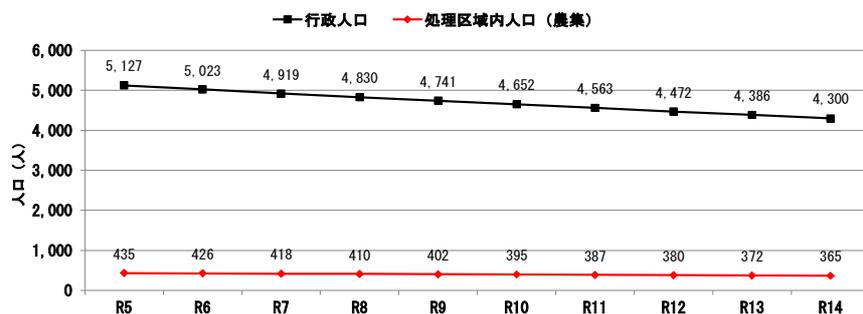
人口減や施設の老朽化が進む中、今後も使用料のみでの経営は不可能である。このため、使用料の改定、計画的な修繕を進めていき、広域化・共同化に向けても検討を進めているところである。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

## 2. 将来の事業環境

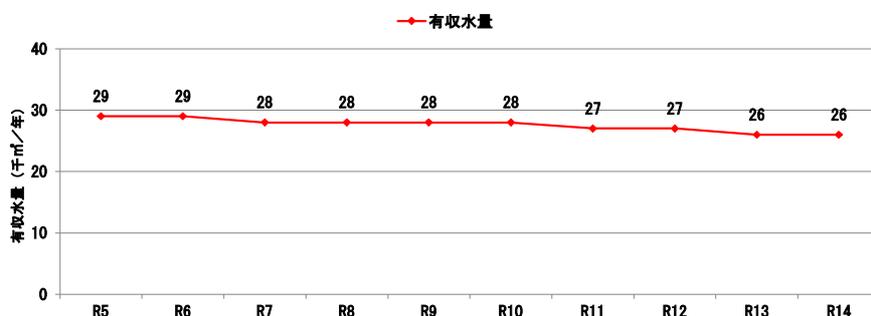
### (1) 処理区域内人口の予測

行政人口が減少傾向、処理区域内人口についても減少傾向と推計しています。



### (2) 有収水量の予測

水洗化率の向上による有収水量の増大を図る予定としていますが、処理区域内人口が減少し、有収水量は減少傾向と推定しています。



### (3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い、使用料収入は減少傾向と推定しています。



### (4) 施設の見通し

座川内浄化センターは供用開始後18年、小加倉浄化センターは供用開始後17年が経過しており、計画に基づき修繕は実施しているが間に合わず、施設のシステムエラーなど多く発生しているあるため、引き続き計画的に修繕を進めています。

### (5) 組織の見通し

現状では現組織を継続する予定としています。

### 3. 経営の基本方針

<p><b>(1)適切で計画的な事業執行</b> 人口減少等の社会情勢や公債費(元金償還費)の負担により、今後、厳しい下水道運営となることが予想されます。今後の汚水処理に要する維持管理費を含んだ事業計画の見直しを行い、適正な運営を進めていきます。</p> <p><b>(2)効率的な事業執行</b> 策定済みの更新・修繕計画に基づき計画的に更新、修繕を行い、施設の延命化、投資の平準化を図ります。</p> <p><b>(3)収益の確保と負担の適正化</b> 令和5年度の企業会計移行に併せて、令和6年度より下水道使用料を見直す方針としています。 定期的(5年に1回以上)に使用料の妥当性を検証し、必要に応じて使用料を改定する等、適正な使用料収入の確保に務めます。</p>
---

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
  - ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	策定済みの更新・修繕計画に基づき、計画的な修繕・改築への投資を行います。
-----	--------------------------------------

<p><b>(1)拡張・改良事業費</b></p> <p>1)拡張事業 拡張事業は予定していません。</p> <p>2)改良事業 令和5年度は予算額を計上しました。 令和6～10年度は、更新・修繕計画に基づき、更新事業費を計上しました。同計画の修繕事業費は収益的支出に計上しています。 令和11年度以降は、新たな更新・修繕計画を策定し、現計画と同程度の投資を行うと想定し、令和4～10年度の平均値を計上しました。</p> <p><b>(2)起債償還金</b> 既借入の事業債の元金償還予定額に、令和5年度以降の事業費を基に算定した新規建設事業債の償還予定額を加算して、令和6年度以降の年度毎の元金償還額を算定しました。</p>
---

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収納率の向上及び水洗化の促進を図ることによる増収を目指します。 定期的(5年に1回以上)に使用料の妥当性を検証し、必要に応じて使用料を改定することで安定した収入を確保し、他会計繰入への依存度を増大することなく、安定した事業経営を目指します。
-----	---

(1)将来人口の推計

- ①行政人口
  - ・国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成30年度公表値)に準拠して将来行政人口を推計しました。
- ②処理区域内人口
  - ・処理区域内人口は、行政人口推計値の増減率を適用し推計しました。
- ③接続人口(水洗化人口)
  - ・水洗化率は、未接続利用者への接続促進による接続率向上を見込み、毎年1.0%の伸びを想定しました。
  - ・接続人口(水洗化人口)は、整備人口に水洗化率を乗じて算定しました。

(2)収益的収入・営業収益

- 1)下水道使用料収入
  - ①有収水量
    - ・算定した接続人口(水洗化人口)推計値に、直近実績(令和3年度)で求めた水洗化人口1人当たり有収水量を乗じて各年度の有収水量を算定しました。
  - ②使用料収入
    - ・算定した有収水量に、直近実績(令和3年度)で求めた1㎡当り使用料単価(使用料収入を有収水量で除した値)を乗じて算定しました。
- 2)その他営業収益
  - 増減推定の明確な根拠がないことから、令和5年度予算額と同額を令和6年度以降に計上しました。

(3)収益的収入・営業外収益

- 1)他会計補助金
  - 総務省より示されている「分流式下水道等に要する経費算定表」の算式に基づき、分流式下水道等に要する経費を算定したうえで、他会計補助金(基準内繰入)を、収入不足分について他会計補助金(基準外繰入)を計上しました。
- 2)資本費繰入収益
  - 元金償還金に充てる他会計繰入金について、長期前受金に整理せず、資本費繰入収益として当該年度に収益化する計画としました。
- 3)その他補助金
  - 原子力発電施設等周辺地域給付金の見込額を計上しました。
- 4)長期前受金戻入額
  - ①既取得資産
    - ・固定資産データより、長期前受金戻入額の推移を算定して計上しました。
  - ②新規取得資産(新設及び更新)
    - ・建設・改良事業費に対し耐用年数を設定し、長期前受金戻入額を算定しました。
- 5)その他営業外収益
  - 増減推定の明確な根拠がないことから、令和5年度予算額と同額を令和6年度以降に計上しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1)営業費用

- 1)職員給与費
  - 現状の人員体制を維持するものと仮定し、令和5年度予算額と同額を令和6年度以降に計上しました。
- 2)維持管理経費
  - ①動力費、光熱水費、通信運搬費、委託費
    - ・処理水量に応じて増減が生じると仮定し、過年度実績より㎡当り費用を算定し、各年度の有収水量に乗じて算定しました。
    - ・汚泥処理設備を令和6年度までに新設後は、約34,000千円/年の委託費縮減を見込んでおり、当該見込値を委託費に反映しました。
  - ②修繕費
    - ・令和5～11年度は更新・修繕計画に沿って計画的な修繕を実施する計画としており、当該予定額を計上しました。
    - ・令和12年度以降は、令和11年度と同程度の修繕を継続すると仮定し、令和11年度と同額を計上しました。
  - ③その他
    - ・処理水量による影響を受けないと仮定し、令和5年度予算額と同額を令和6年度以降に計上しました。
- 3)減価償却額
  - ①既取得資産
    - ・固定資産データより、減価償却費の推移を算定して計上しました。
  - ②新規取得資産(新設及び更新)
    - ・建設・改良事業費に対し耐用年数を設定して算定しました。

(2)営業外費用

- 1)支払利息
  - 既借入金の償還予定額に、令和5年度以降の事業費を基に算定した建設事業債の支払利息推計額を加算して計上しました。

## 投資・財政計画 (収支計画)

玄海町下水道事業 農業集落排水事業

←法非適用:税込 法適用:税抜→

(単位:千円, %)

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		(決算)		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)								
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	5,665	5,646	5,054	4,941	4,892	4,856	4,807	4,770	4,722	4,636	4,539	4,454		
	(1) 料金収入	5,658	5,641	5,047	4,934	4,885	4,849	4,800	4,763	4,715	4,629	4,532	4,447		
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(3) その他の	7	5	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
	2. 営業外収益	96,856	50,637	67,312	67,193	66,437	65,714	67,634	65,867	64,308	63,730	63,097	57,225		
	(1) 補助金	96,404	50,624	45,059	44,913	44,663	44,446	46,872	45,611	44,558	44,372	44,130	38,648		
	他会計補助金	96,404	50,624	44,615	44,913	44,663	44,446	44,159	43,880	43,918	43,732	43,490	38,008		
	その他補助金	0	0	444	0	0	0	2,713	1,731	640	640	640	640		
	(2) 長期前受金戻入	-	-	22,247	22,274	21,768	21,262	20,756	20,250	19,744	19,353	18,962	18,571		
	(3) その他の	452	13	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
収入計 (C)	102,521	56,283	72,366	72,134	71,329	70,570	72,441	70,637	69,030	68,366	67,636	61,679			
収 益 的 支 出	1. 営業費用	78,195	32,029	61,171	56,922	55,926	54,984	57,181	55,012	52,752	51,702	50,596	49,546		
	(1) 職員給与	3,584	3,584	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	基本給	1,916	1,916	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	退職給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他の	1,668	1,668	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 経費	74,611	28,445	26,546	23,176	22,952	22,782	25,751	24,354	22,866	22,473	22,024	21,631		
	動力費	3,221	3,108	2,916	2,503	2,478	2,459	2,435	2,416	2,391	2,348	2,299	2,255		
	修繕費	50,712	7,199	2,993	200	200	200	3,392	2,164	900	900	900	900		
	材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他の	20,678	18,138	20,637	20,473	20,274	20,123	19,924	19,774	19,575	19,225	18,825	18,476		
(3) 減価償却費	0	0	34,625	33,746	32,974	32,202	31,430	30,658	29,886	29,229	28,572	27,915			
2. 営業外費用	6,235	5,469	4,396	4,212	3,803	3,386	2,960	2,078	1,665	1,665	1,665	833			
(1) 支払利息	5,153	4,769	4,378	4,194	3,785	3,368	2,942	2,507	2,060	1,647	1,223	815			
(2) その他の	1,082	700	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18			
支出計 (D)	84,430	37,498	65,567	61,134	59,729	58,370	60,141	57,537	54,830	53,366	51,836	50,379			
経常損益 (C)-(D) (E)	18,091	18,785	6,799	11,000	11,600	12,200	12,300	13,100	14,200	15,000	15,800	11,300			
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	18,091	18,785	6,799	11,000	11,600	12,200	12,300	13,100	14,200	15,000	15,800	11,300			
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	18,091	18,785	6,799	11,000	11,600	12,200	12,300	13,100	14,200	15,000	15,800	11,300			
流動資産	404,113	404,113	404,113	404,113	415,113	437,713	472,513	519,613	579,813	654,213	743,613	848,813			
うち未収金	219,670	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700			
流動負債	739,312	251,578	251,978	252,386	252,804	253,230	253,671	254,448	254,907	255,377	250,548	241,962			
うち建設改良費分	499,508	19,178	19,578	19,986	20,404	20,830	21,271	22,048	22,507	22,977	18,148	9,562			
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち未払金	232,362	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400			
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	5,665	5,646	5,054	4,941	4,892	4,856	4,807	4,770	4,722	4,636	4,539	4,454			
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)	5,665	5,646	5,054	4,941	4,892	4,856	4,807	4,770	4,722	4,636	4,539	4,454			
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

## 投資・財政計画 (収支計画)

玄海町下水道事業 農業集落排水事業

(単位:千円)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度 〔決算〕 〔見 込〕	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分													
資本的収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	10,658	16,684	17,166	17,668	18,686	19,034	20,293	20,679	21,085	16,193
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,760	1,760	1,760	1,760
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	310	0	10,658	16,684	17,166	17,668	18,686	19,034	22,053	22,439	22,845	17,953
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	310	0	10,658	16,684	17,166	17,668	18,686	19,034	22,053	22,439	22,845	17,953
資本的支出	1. 建設改良費	0	0	10,658	0	0	0	0	0	2,300	2,300	2,300	2,300
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	18,401	18,785	19,178	19,578	19,986	20,404	20,830	21,271	22,048	22,507	22,977	18,148
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	18,401	18,785	29,836	19,578	19,986	20,404	20,830	21,271	24,348	24,807	25,277	20,448	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E) (D)-(C)	18,091	18,785	19,178	2,894	2,820	2,736	2,144	2,237	2,294	2,369	2,433	2,496	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	0	12,378	2,894	2,820	2,736	2,144	2,237	2,294	2,369	2,433	2,496
	2. 利益剰余金処分額	0	0	6,799	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	0	0	19,177	2,894	2,820	2,736	2,144	2,237	2,294	2,369	2,433	2,496	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	233,504	214,719	195,541	175,963	155,977	135,573	114,743	93,472	71,424	48,917	25,939	7,791	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度 〔決算〕 〔見 込〕	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分													
収益的収支分		96,404	48,179	44,615	44,913	44,663	44,446	44,159	43,880	43,918	43,732	43,490	38,008
	うち基準内繰入金	23,244	22,879	16,416	15,326	14,651	13,968	13,276	12,575	11,862	11,183	10,493	9,819
	うち基準外繰入金	73,160	25,300	28,199	29,587	30,012	30,478	30,883	31,305	32,056	32,549	32,997	28,189
資本的収支分		0	0	10,658	16,684	17,166	17,668	18,686	19,034	20,293	20,679	21,085	16,193
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	10,658	16,684	17,166	17,668	18,686	19,034	20,293	20,679	21,085	16,193
合 計	96,404	48,179	55,273	61,597	61,829	62,114	62,845	62,914	64,212	64,410	64,574	54,201	

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	佐賀県生活排水処理広域連携推進協議会に参画し、広域化・共同化の取組の検討を行いました。短期での計画は該当する事項はありませんが、今後の中長期にて、以下の取組みについて可能性検討を行う予定としています。 ○維持管理業務の共同発注：(中期(～10年間)に可能性検討) ○農業集落排水(小加倉・有浦下処理区)の公共下水道(南部処理区)への統廃合(長期(～20年間)に可能性検討)
投資の平準化に関する事項	策定済みの更新・修繕計画に基づき、計画的な修繕・更新事業を進めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	当面はPPP/PFIを検討すべき投資事業はなく、検討を予定していません。将来的に大規模更新事業、処理区統廃合等の事業が生じた場合は、他団体の事例等を参考に、可能性を検討します。
その他の取組	施設、設備更新の際に、ダウンサイジングについて検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和3年度に玄海町下水道事業運営委員会にて、適正な下水道使用料のあり方についての議論を行い下水道使用料改定の検討を行いました。令和5年度からの企業会計移行にあわせて、令和6年度より使用料単価を見直す方針としており、併せて、下水道利用者の公平性を確保する観点で、使用料の賦課方式を人頭制から2部使用料制(基本使用料+従量使用料)に見直すことを予定しています。また、利用者の急激な負担増が生じないよう経過措置を講じることも検討しています。 今後は、定期的(5年に1回以上)に使用料の妥当性を検証し、必要に応じて使用料改定を実施します。
資産活用による収入増加の取組について	収益に供することが可能な資産を保有しておらず、資産活用の予定はありません。
その他の取組	令和5年度に地方い企業会計移行を行うことから、財務諸表等により財政状況を明確化し、経営状況を検証することで、経営改善に取り組めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他自治体の取り組み等を参考にし、検討していきます。
職員給与費に関する事項	町の給与制度に準じていますが、必要最少人数で運営していきます。
動力費に関する事項	より効率的な施設の運転を意識しながら経費削減に努めていきます。
薬品費に関する事項	民間委託に含んでおり、該当ありません。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めていきます。
委託費に関する事項	現在の民間委託はもとより、包括的民間委託も含めて検討していきます。
その他の取組	設備更新の際に、設備のダウンサイジング、省エネ型設備の導入等、コスト縮減につながる取組みを検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、  
改定等に関する事項

毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行います。

経営戦略期間									
前期					後期				
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
経営戦略に沿った経営					経営戦略に沿った経営				
進捗状況確認・把握					進捗状況確認・把握				
				検証、フォローアップ、見直し					検証、フォローアップ、更新

# 玄海町下水道事業経営戦略（農業集落排水事業） 経費回収率向上に向けたロードマップ

## 1. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

本経営戦略の対象期間（令和5～14年度）においては、汚泥処理施設新設による委託費縮減、更新・修繕計画に基づく計画的な更新・修繕による投資の平準化により、汚水処理原価の低減を図ります。

下水道使用料については、令和6年度に改定を予定しており、その後も5年に1度、使用料の妥当性について検証を行い、必要に応じて使用料の改定を行います。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略策定・更新		○										○		
経営戦略見直し							○							
経営戦略期間	H30～R8 (法非適用版)			R5～R14 (法適用版)										
企業会計移行			○											
汚泥処理施設新設による委託費縮減	→													
更新・修繕計画に基づく計画的な更新・修繕	→													
使用料の検討	→							→					→	
使用料改定				○					○					○

図1 経費回収率の向上に向けたロードマップ

## 2. 経費回収率の見通し

本経営戦略の投資財政計画における、経費回収率の見通しを図2に示します。汚泥処理施設の新設による委託費縮減により、令和7年度以降、一定の経費回収率向上が望めます。令和9年度、令和10年度に経費回収率が落ち込むのは、令和7年度に約3百万円、令和10年度に約2百万円の計画的な修繕を予定していることが要因です。

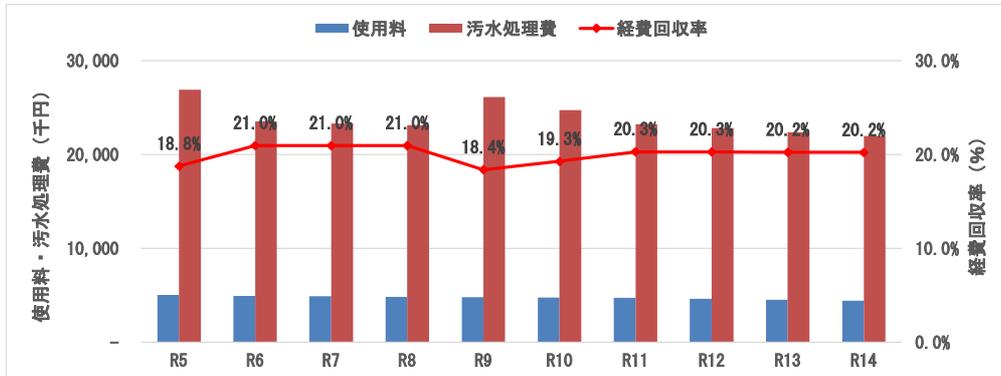


図2 経費回収率の見通し

ロードマップに準じて、令和6年度、令和11年度に使用料を改定したケースの経費回収率の見通しを図3に示します。改定率は5%/1回と仮定します。令和14年度時点で約2%の経費回収率向上が見込まれます。

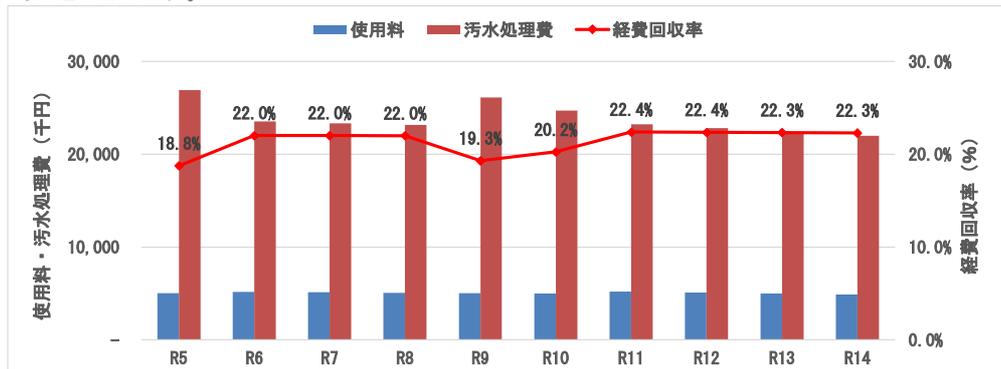


図3 経費回収率の見通し（使用料改定有）